

令和5年度

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

第1回 介護保険に関する会議

4 議題

- (2) (仮称)第3次「北九州市いきいき
長寿プラン」の策定に向けてなど

このページは白紙です。

「(仮称) 第3次北九州市いきいき長寿プラン」の策定について

1 計画について

本市の保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する「第2次北九州市いきいき長寿プラン」が令和5年度で計画期間が満了となるため、令和6年度以降の計画となる「(仮称)第3次北九州市いきいき長寿プラン」を策定するもの。

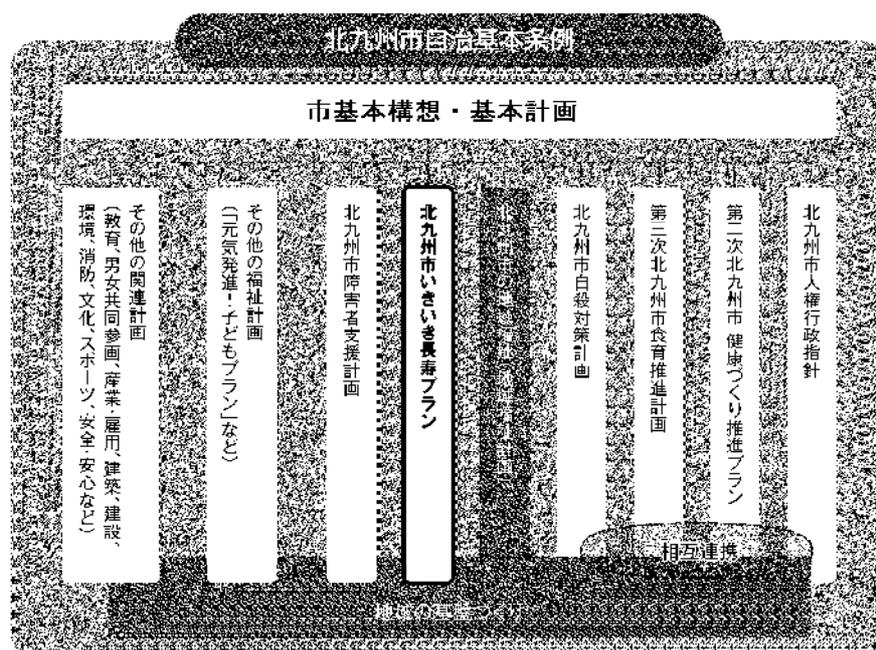
【計画期間：令和6年度～令和8年度】

(1) 計画の位置づけ

○ 法定計画として策定

- ・老人福祉法に規定されている「老人福祉計画」
- ・介護保険法に規定されている「介護保険事業計画（第9期）」
- ・国の「認知症施策推進総合戦略」及び「認知症施策推進大綱」の方向性を踏まえた「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市オレンジプラン）」
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」

- 本市の基本構想・基本計画に基づく分野別計画であり、上位計画である地域福祉計画「北九州市の地域福祉」を基盤として、策定



(2) 計画の策定について

計画の策定にあたっては、高齢者の支援と介護の質の向上を図るために、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、市民代表で構成、設置する「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」等の意見を聞きながら検討を進める。

(3) 計画策定にあたっての調査について

高齢者等の保健福祉に関する意識やニーズを把握するため、令和4年度に高齢者等実態調査を実施した。(詳細は報告書のとおり)

令和4年度北九州市高齢者等実態調査報告書

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17300212.html>

令和4年度北九州市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書

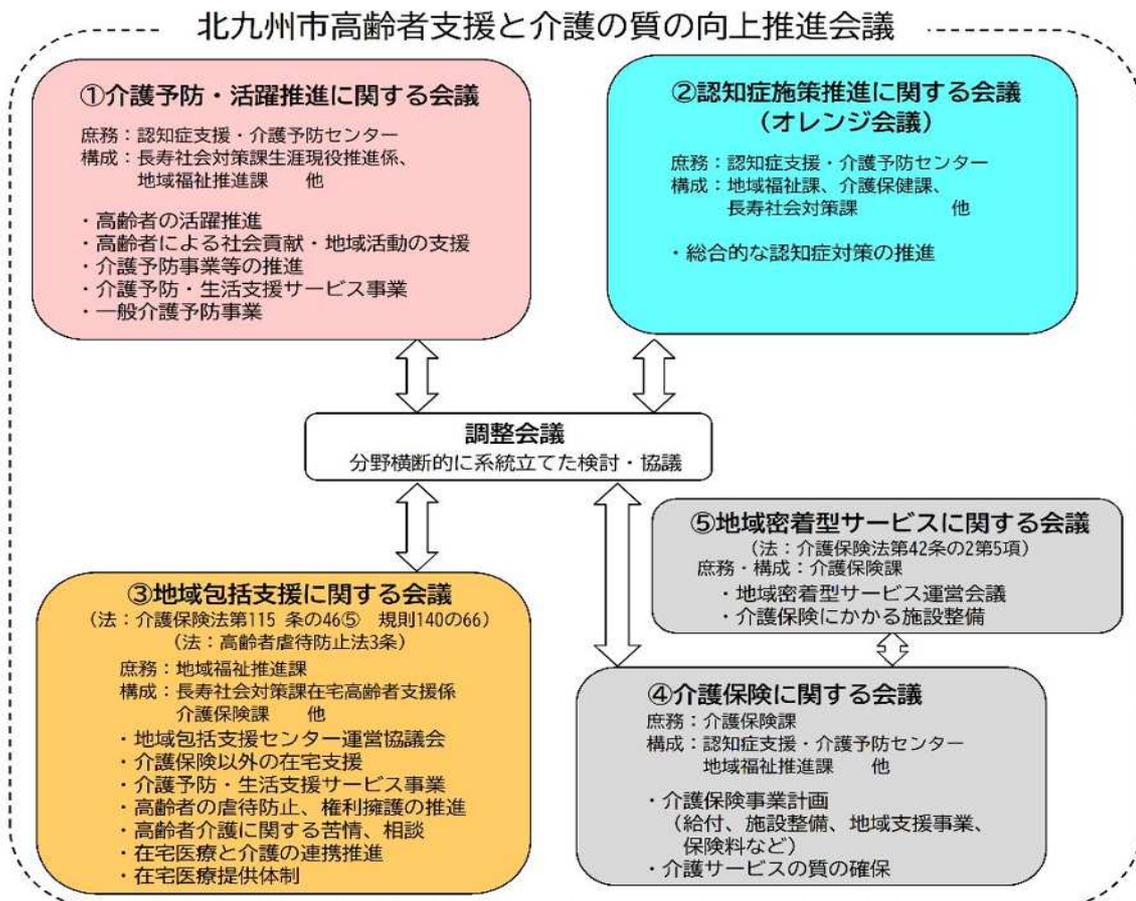
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800530.html>

(4) 計画策定のスケジュール(予定)

- 令和5年 7月～8月 各分野別会議・調整会議(第1回目)の開催
- 10月～11月 各分野別会議・調整会議(第2回目:素案等まとめ)の開催
- 11月～12月 常任委員会報告(計画素案)
- 12月 パブリックコメントの実施
- 令和6年 1月～2月 各分野別会議・調整会議(第3回目:パブコメ結果等)の開催
- 2月 常任委員会報告(パブコメ結果・計画最終案)
- 3月 計画の策定

2 各分野別会議の体制等について

(1) 体制について



令和5年度 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議 年間スケジュール(予定)

| | 議題概要(案) |
|----------------|---|
| 第1回 (7月21日) | ■(仮称)第3次北九州市いきいき長寿プランの策定に向けてなど ■介護サービス提供体制の確保など ■介護現場の人材確保・生産性向上など |
| 第2回(10月上旬) | ■(仮称)第3次北九州市いきいき長寿プランの素案について ■第9期介護保険事業計画策定について ■第9期介護保険料算定について ■第9期施設整備計画の方向性について |
| 第3回(11月中旬) | ■第9期施設整備計画について(整備量) ■第9期介護保険料(概算) |
| 第4回(1月下旬) | ■第9期介護保険料について ■介護報酬改定案について |

※ 上記は現時点での案であり、今後変更となる場合があります。

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱

(目的)

第1条 北九州市いきいき長寿プランの推進及び次期北九州市いきいき長寿プランの策定・推進にあたり有識者や市民で構成する「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議（以下「推進会議」という。）」を開催し、構成員相互の意見や情報の交換を通して幅広く意見を聞き、高齢者の支援と介護の質の向上を図る。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

- (1) 高齢者の活躍推進、社会貢献・地域活動に関する事
- (2) 介護予防・生活支援に関する事
- (3) 認知症対策に関する事
- (4) 権利擁護に関する事
- (5) 地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターの設置・運営等）に関する事
- (6) 在宅生活の支援に関する事
- (7) 介護保険に関する事
- (8) 地域密着型サービス運営委員会（地域密着型サービスの運営等）に関する事
- (9) 在宅医療と介護の連携推進に関する事
- (10) 在宅医療提供体制に関する事
- (11) その他市民や事業者の参画など高齢者施策の推進に関する必要事項について意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの

(構成員)

第3条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が選任する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他保健福祉局長が適当と認めた者

(任期)

第4条 構成員の任期は就任日より令和8年3月31日までとする。

2 構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長、副座長は、保健福祉局長が選任する。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 保健福祉局長は、第2条に定める事項に関する意見や情報を聴取し助言を得るため、当該事項ごとに構成員を招集し、構成員の意見を踏まえ会議を開催し運営する。

2 保健福祉局長は会議の運営に必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への参加を求めることができる。

3 推進会議は、第1項に基づき招集された会議において、第2条に掲げる事項ごとに意見交換し、助言を行う。

4 第2項により会議に参加する者は、第3項に定める意見交換および助言に参画する。

5 第1項に定める会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、当該会議の決定により非公開とする。

(1) 不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条）に該当する事項について、意見交換等を行う場合

(2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の公開)

第7条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 出席した者の氏名

(6) 議事の概要

(7) 会議経過（発言の内容）

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(推進会議の庶務)

第8条 推進会議及び第6条に基づき招集される会議の庶務は、保健福祉局において処理する。

(その他)

第9条 ここに定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議の運営について

(要綱第6条関係)

第1条 要綱第6条に基づく会議は、別表の区分により行う。

2 前項に定める会議は、別表の区分ごとに、各会議の構成員の互選により選任された代表と副代表を置く。但し、別表の区分6の代表は要綱第5条に定める座長が、副代表は要綱第5条に定める副座長が務める。

3 第1項に定める会議は、要綱第1条に定める「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」の開催期間において継続開催を認める。

4 前項に基づき要綱第1条に定める会議を継続開催する場合、その構成員についても継続召集できる。この場合、第2項により選任された代表及び副代表も継続して務める。

5 要綱第6条第2項により参加を求められた者は、別表に定める区分および意見聴取等を行う項目に従い、該当する会議に参画する。

(要綱第8条関係)

第2条 要綱第8条に定める庶務は、保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課、同認知症支援・介護予防センター、同地域福祉推進課、及び同介護保険課において処理する。

別表

| 区分 | 意見聴取等を行う項目 | 庶務担当 |
|---------------------------------------|--|----------------------------|
| 1 介護 予防・ 活躍推 進に関 する会 議 | 要綱第2条第1号、第2号および第11号に関すること 【具体的項目】 (1) 高齢者の活躍推進に関すること (2) 高齢者による社会貢献・地域活動の支援に関すること (3) 介護予防事業等の推進に関すること (4) 介護予防・生活支援サービス事業に関すること (5) 一般介護予防事業に関すること (6) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの | 認知症支 援・介護 予防セン ター |
| 2 認知 症施策 推進に 関する 会議 | 要綱第2条第3号および第11号に関すること 【具体的項目】 (1) 総合的な認知症対策の推進に関すること (2) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの | 認知症支 援・介護 予防セン ター |

| 区分 | 意見聴取等を行う項目 | 庶務担当 |
|-------------------|---|---------|
| 3 地域包括支援に関する会議 | <p>要綱第2条第4号、第5号、第6号、第9号、第10号および第11号に関すること</p> <p>【具体的項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センター運営協議会に関すること (2) 介護保険以外の在宅支援に関すること（他の会議に属することを除く） (3) 介護予防・生活支援サービス事業に関すること (4) 高齢者の虐待防止や権利擁護の推進に関すること (5) 高齢者介護にかかる苦情・相談に関すること（他の会議に属することを除く） (6) 在宅医療・介護連携推進事業の運営に関すること (7) 在宅医療提供体制に関すること (8) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの | 地域福祉推進課 |
| 4 介護保険に関する会議 | <p>要綱第2条第6号、第7号および第11号に関すること</p> <p>【具体的項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険事業計画に関すること (2) 地域密着型サービス運営委員会に関すること（他の会議に属することを除く） (3) 介護サービスの質の確保に関すること (4) 高齢者の住まいに関すること (5) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの | 介護保険課 |
| 5 地域密着型サービスに関する会議 | <p>要綱第2条第8号および第11号に関すること</p> <p>【具体的項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス運営委員会に関すること（地域密着型サービスの指定・拒否に関すること） (2) 介護保険にかかる施設整備に関すること (3) その他、当会議で処理する必要があると認められるもの | 介護保険課 |
| 6 1から5に係る調整会議 | <p>要綱第2条に関するところで、1～5に掲げる会議間で調整が必要な項目に関すること</p> | 長寿社会対策課 |

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

改正の趣旨

令和5年5月12日成立、5月19日公布

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. こども・子育て支援の拡充**【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】
 - ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
 - ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。
- 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し**【健保法、高確法】
 - ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
 - ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。
- 3. 医療保険制度の基盤強化等**【健保法、船保法、国保法、高確法等】
 - ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
 - ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
 - ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。
- 4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化**【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】
 - ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
 - ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
 - ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
 - ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
 - ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

35

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施**
 - ▶ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - ▶ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- **介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備**
 - ▶ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
 - ▶ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- **介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進**
 - ▶ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の実効性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- **看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める**
 - ▶ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- **地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備**
 - ▶ 要支援者を行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

36

介護情報基盤の整備

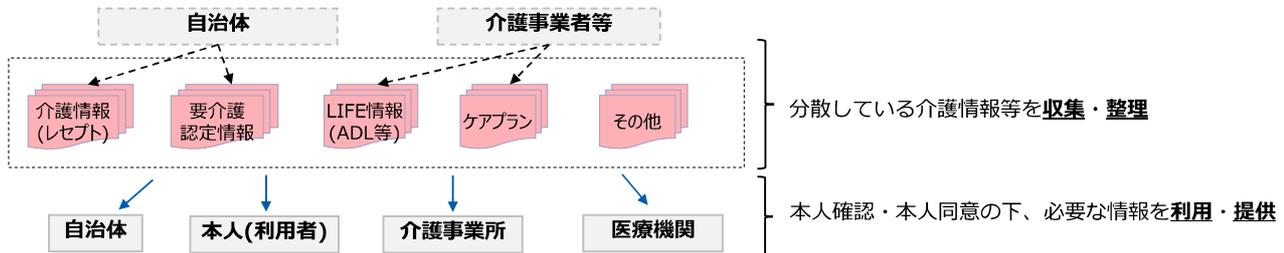
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備する。**
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業所・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



37

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

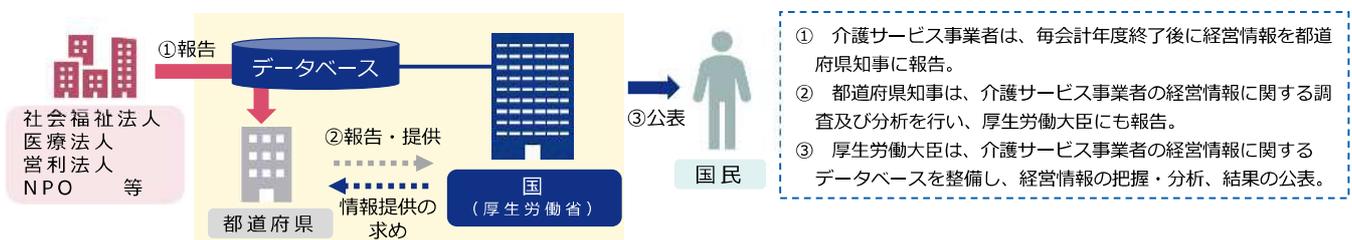
(参考) 令和3年度介護報酬決定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

▶ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス事業者情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>



- 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

38

介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある**。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

改正の概要・施行期日

・都道府県に対する努力義務規定の新設

都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。

・都道府県介護保険事業支援計画への追加

都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。

※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。

- ・施行期日：令和6年4月1日

39

看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

改正の趣旨

- ・看護小規模多機能型居宅介護（看多機）は、訪問看護※¹と小規模多機能型居宅介護※²とを組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービス。

※1：自宅での看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）

※2：自宅に加え、サービス拠点での「通い」「泊まり」における、**介護サービス**（日常生活上の世話）

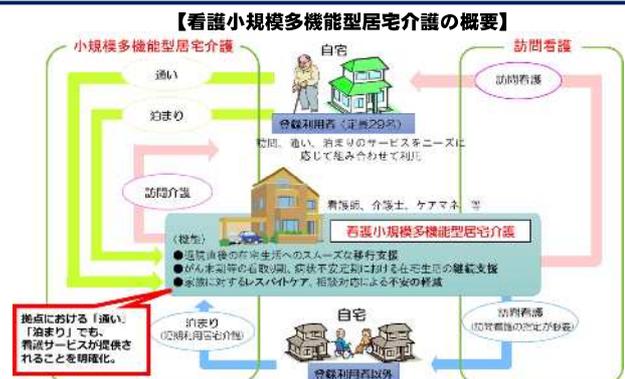
- ・看多機では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めていく必要がある。

※：看多機の請求事業所数は740箇所。看多機サービスの利用者は要介護3以上が62.8%。（いずれも令和3年）

改正の概要・施行期日

- ・看多機を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

- ・施行期日：令和6年4月1日



40